



一般質問発言通告書

令和4年6月3日
午後2時35分受付
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和4年6月3日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川村 直子

質問事項	要旨	答弁者
1 洞峰公園について	<p>洞峰沼と周辺の樹林を中心とした豊かな自然環境を有し、つくば市民に親しまれている洞峰公園は、つくば市に立地しますが、管理主体は県です。</p> <p>本年3月末、県と事業者による公園整備運営事業に関するオープンハウス型の説明会があり、参加した方や地域住民の方から、疑問や不安の声が多数届いています。</p> <p>県は、公園が十分に活用されていないとの認識で、民間活力を生かして再整備する方針です。一方、住民からは「十分に活用されている」「これ以上新しい施設は不要」「豊かな自然を保全する対策が必要」「今まで十分に地域住民への説明がされていない」「進め方に問題があったのでは」などの声が届いております。</p> <p>これまでに市と県との間にどのようなやりとりがあったのか、現在、市としてどのような見解か伺います。</p> <p>(1) 市は、いつからこの再整備計画について認識があったか。今まで県とどのように話し合ってきたか。</p> <p>(2) 洞峰公園の周辺は、通学路になっていますが、この計画に伴う課題をどのようにとらえているか</p> <p>(3) 国土交通省が推奨する「パーク PFI」方式と指定管理制度を併用して県が再整備することについて</p> <p>ア 「パーク PFI」とはこういったものか</p> <p>イ これまでの指定管理制度とどう変わると県から説明を受けているか</p> <p>(4) 野球場跡にグランピング施設、子ども遊具近くの広場にバーベキュー施設を設置する計画が懸念されています。宿泊施設には規制がかかりますが、それを県に伝えてきまし</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 性的少数者も生きやすいまちへ</p>	<p>たか。これら施設に関する市の見解を伺います。</p> <p>(5) 自然環境及び生体系に与える影響を市はどのように考えているか</p> <p>(6) 今後、県が地域住民へ説明をし、住民の意見を聞き、話し合う場を設置することについて、市はどのように考えているか</p> <p>昨年3月議会にて、性的少数者の人権を尊重する取組について質問しました。性的少数者は13人に1人と言われております。性的少数者は生涯を通じて生きづらさを感じており、いじめ、不登校、自殺に繋がっているとの調査結果があります。これらの課題を解決するためには、特に多数側にいる人々が性的少数者の生きづらさの現状を知ること、理解することが重要と考えています。</p> <p>前回の質問以降の進捗について、以下、伺います。</p> <p>(1) 啓発のための講演会企画や配布物作成について</p> <p>(2) 各種書類の性別表記見直しの進捗</p> <p>(3) 性的少数者に関する職員研修について</p> <p>(4) 職員の福利厚生における性的少数者の権利保障</p> <p>ア 「つくば市職員のハラスメントの防止等に関する規程」について</p> <p>イ 職員の休暇制度等について</p> <p>(5) つくば市自殺対策計画の中間見直しについて</p> <p>昨年的一般質問では、性的少数者への視点を2022年中間見直しの際に入れていくとの答弁でしたが、その後の進捗状況について</p> <p>(6) 児童生徒への対応、教職員の研修について</p> <p>ア 学校内での取組状況について</p> <p>イ 性的少数者に関する教職員への研修について</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。